

# 障害者雇用促進法と企業における障害者雇用の決定

## Act on Employment Promotion of Persons with Disabilities and Firms' Employment Decisions of Persons with Disabilities

—制度改正を踏まえた企業パネルデータ分析—

伊藤翼<sup>1</sup>・川瀬晃弘<sup>2</sup>・久米功一<sup>3</sup>

### 要旨

日本では障害者雇用政策として、障害者雇用率制度と障害者納付金制度を採用している。雇用率制度は企業に一定割合の障害者を雇用することを義務づける割当雇用政策であり、納付金制度は雇用率を達成できない企業から納付金を徴収するものである。先行研究によると、納付金制度が企業の障害者雇用のインセンティブになっていることは明らかにされているが、制度改正が企業の障害者雇用に与える影響については十分には明らかにされていない。本稿では、東洋経済新報社『CSR 企業総覧』のパネルデータを用いて、企業が納付金制度のもとで障害者雇用をどのように決定しているのかを定量的に把握した。加えて、2013年の制度改正が企業の障害者雇用にどのような影響を与えたのか明らかにした。結果として、先行研究と同様に企業は納付金制度の金銭的インセンティブに反応して障害者雇用数を決定していることがわかり、その効果は新たな納付金が課せられる閾値付近ほど強かった。また、2013年の法定雇用率の引き上げに関しては、期待されるほどには障害者雇用が促進されていないことがわかった。このことは、企業間での採用競争が激しくなったことでスムーズに障害者の雇用調整をはかることが困難になった可能性を示唆している。

【キーワード】 障害者労働問題, 障害者雇用政策, 割当雇用政策

【JEL Classification】 J08, J14, J23, J78

---

<sup>1</sup> 東洋大学大学院経済学研究科博士後期課程 E-mail address: tsubasa.itoh0917@gmail.com.

<sup>2</sup> 東洋大学経済学部総合政策学科教授。

<sup>3</sup> 東洋大学経済学部総合政策学科准教授。